

ID: 189

担当部署: 市民生活部 人権・男女共生課

<p>処分の概要</p>	<p>使用の許可及び変更許可</p>
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 第5条</p>
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成24年条例第38号</p>
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 男女共同参画センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第6条及び芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定による。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 市長は、男女共同参画センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、男女共同参画センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 営利行為を目的とするとき。 (4) 男女共同参画センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 <p>(使用許可等)</p> <p>第4条 条例第5条の規定による使用の許可は、使用の申請を受け付けた順序によるものとする。ただし、申請時において申請が競合する場合は、抽選によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市長は、使用を許可したときは、使用料の徴収と同時に使用許可書兼領収書を申請者に交付する。 3 前項の使用料は、現金で納入しなければならない。 4 男女共同参画センターを使用するときは、使用許可書兼領収書を職員に提示しなければならない。 	

条例適用申請に対する処分個票

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 193

担当部署: 市民生活部 人権・男女共生課

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の減免</p>
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 第11条</p>
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成24年条例第38号</p>
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 条例第11条の規定による使用料の免除は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 使用料を全額免除する場合</p> <p>ア 芦屋市が主催又は共催し、男女共同参画又は人権の推進を目的とした事業のために使用するとき。</p> <p>イ 国又は地方公共団体が男女共同参画又は人権の推進を目的とした事業のために使用するとき。</p> <p>ウ その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p>(2) 使用料の3割の額を免除する場合</p> <p>ア 男女共同参画センター登録団体が男女共同参画の推進を目的とした事業のために使用するとき。</p> <p>イ 市民活動センター登録団体が市民参画及び協働の推進を目的とした事業のために使用するとき。</p> <p>ウ 人権推進登録団体が人権の推進を目的とした事業のために使用するとき。</p> <p>(3) 前号の規定による減免額の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 前項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、使用許可申請時に、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入しなければならない。</p>	

条例適用申請に対する処分個票

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 194

担当部署: 市民生活部 人権・男女共生課

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の返還承認</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 第12条ただし書</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成24年条例第38号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用料の返還) 第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 全額を還付する場合</p> <p>ア 使用者の責任でない事由により使用することができないとき。</p> <p>イ 公益上又は市の都合により使用許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 使用料の5割に相当する額を還付する場合 使用者が使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出て認められたとき。</p> <p>2 前項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書兼領収書を添えて市長に提出しなければならない。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>1日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成28年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 195

担当部署: 市民生活部 人権・男女共生課

処分の概要	登録団体の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第7条 第2項		
例 規 番 号	平成25年規則第2号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(男女共同参画センター登録団体の認定)</p> <p>第7条 第3条第2項第1号及び前条第1項第2号アの「男女共同参画センター登録団体」とは、男女共同参画の推進を目的として活動を行う団体で、市長の認定を受けたものをいう。</p> <p>2 前項の認定は、芦屋市男女共同参画センターグループ登録申請書に必要な書類を添えて、別に定める期間に申請しなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日